

函館市の認知症施策

予防、普及啓発

健康教育(町会等)
介護予防教室
地域型介護予防体操教室
健康づくり教室 (地域包括支援センター)

軽度認知障害スクリーニングテストの実施

認知症ケアパスの普及
認知症ガイドの配付
地域包括支援センターにおける普及・啓発

認知症相談の実施
(市、地域包括支援センター、
認知症疾患医療センター、
認知症の人を支える会 等)

函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム

<その他>

- ・高齢者見守りネットワーク事業
- ・地域の見守り活動の普及・啓発

家族への支援

家族介護者交流事業
男性家族介護者交流事業
介護マーク配付事業
家族介護支援員の配置

認知症サポーター養成事業

認知症関連団体支援事業
(認知症の人を支える会補助金)

認知症地域支援推進員の配置

(市、地域包括支援センター)

成年後見制度利用支援事業
市民後見人の養成



はこだてオレンジケアチーム

(市、地域包括支援センター、
認知症疾患医療センター)

<その他>

- ・ホームヘルプサービス
 - ・認知症デイサービス
 - ・認知症グループホーム
- ほか各種介護サービスの推進

医療・介護・地域連携による支援

認知症の人への支援

基本施策3 認知症高齢者等への支援の充実

施策の目標 ・認知症の人とその家族を支える地域づくりに取り組みます

個別施策

- (1) 知識の普及と理解の促進
- (2) 認知症の人と家族への支援体制の強化
- (3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進
- (4) 成年後見制度の利用促進

〔 成果指標 〕

	指標	目標値	現状値
指標6	認知症地域支援推進員の人数	13人 [平成32年度末]	3人 [平成28年度末]

<主な取組>

基本施策 3	個別施策(1) 知識の普及と理解の促進	
	ア	認知症ケアパスの普及
	イ	認知症ガイドの配布
	ウ	軽度認知障害スクリーニングテストの実施
	エ	若年性認知症への理解の促進

取組の内容

ア 認知症ケアパスの普及

認知症の人やその家族が認知症と疑われる症状が発生した場合に、いつ、どこで、どのような支援を受ければよいか理解できるよう、状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れを示す認知症ケアパスを作成し、その普及に努めます。

イ 認知症ガイドの配布

認知症に早く気づき、症状を理解して適切に対応することができるよう、認知症ガイドを作成し、公共機関の窓口や医療機関、各相談窓口に設置します。

ウ 軽度認知障害スクリーニングテストの実施

認知症の予備軍とされる軽度認知障害(MCI)の疑いがある高齢者を早期に発見し、介護予防活動につなげるとともに、認知症の正しい知識の普及啓発や早期診断の契機とすることを目的にスクリーニングテストを実施します。

取組の内容

エ 若年性認知症への理解の促進

北海道とも連携し、若年性認知症への理解の促進を図るとともに、若年性認知症の人やその家族が、その状態に応じた適切な支援を受けることができるよう具体的な検討を進めます。

基本施策 3	個別施策(2) 認知症の人と家族への支援体制の強化	
	ア	認知症サポーター養成事業【再掲】
	イ	認知症カフェの地域展開
	ウ	認知症地域支援推進員の配置
	エ	認知症関連団体支援事業

取組の内容

ア 認知症サポーター養成事業【再掲 50ページ】

認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職場において、認知症の人やその家族を支援する認知症サポーターを養成します。

【認知症サポーター養成講座の実施状況】

区分	実績		見込	計画			
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
実施回数	52回	55回	58回	60回	60回	60回	60回
受講者数(のべ)	1,635人	1,736人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人

イ 認知症カフェの地域展開

認知症の人やその家族、地域住民、専門職等が集い、認知症の人を支えるつながりを支援するとともに、認知症の人の家族の介護負担の軽減に資することを目的とした認知症カフェを、地域の身近な場所で開催します。

ウ 認知症地域支援推進員の配置

医療機関や介護サービス事業所および地域の支援機関との連携を図るための取組や、認知症の人やその家族に対する相談・支援事業などを行う認知症地域支援推進員の配置を拡充し、支援体制の強化を図ります。

エ 認知症関連団体支援事業

地域において自主的に認知症を予防する活動に取り組んでいるグループや認知症の人とその家族への相談・支援活動を行っている団体を支援します。

基本施策 3	個別施策(3) 医療・介護・地域連携による適時・適切な予防・支援の推進	
	ア	認知症相談の実施
	イ	認知症初期集中支援チームの配置【新規】
	ウ	函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム

取組の内容

ア 認知症相談の実施

市役所、地域包括支援センターをはじめとして、社会福祉協議会や認知症の家族会、認知症疾患医療センターにおいて電話、来所などによる相談に随時対応するなど、相談体制の充実を図ります。

イ 認知症初期集中支援チームの配置【新規】

認知症になっても、本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられることを目的として、認知症が疑われる人や認知症の人、およびその家族に対し、訪問、観察、評価、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、必要な医療・介護等のサービスにつなげ、自立生活の支援を行うための認知症の専門医や医療・介護の専門職からなる認知症初期集中支援チームを配置します。

ウ 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステム

徘徊などにより、行方不明となった認知症の高齢者等を北海道や警察署、周辺自治体等との連携、ならびに市のANSINメールによる市民への情報配信、捜索への協力の呼びかけにより速やかな保護に努めます。

【行方不明者の保護状況】

区 分	実 績		見 込
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保護人数(のべ)	8 人	28 人	60 人

		個別施策(4) 成年後見制度の利用促進
基本施策 3	ア	成年後見センターの設置・運営
	イ	市民後見人の養成
	ウ	成年後見制度利用支援事業

取組の内容

ア 成年後見センターの設置・運営

成年後見センターは、成年後見制度に係るワンストップサービス機関として設置されており、成年後見制度に関する相談・利用支援、普及啓発のほか、市民後見人の育成・指導・活動支援・受任調整、関係機関との連携などを行い、制度の利用促進を図ります。

イ 市民後見人の養成

成年後見制度利用者の増加に伴い、親族以外の第三者後見人等に対するニーズが高まっていることから、弁護士などの専門職以外の第三者後見人として市民後見人を養成します。

ウ 成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分で、成年後見制度の利用が有効と認められる認知症高齢者等が、身寄りがいない等の場合に、家庭裁判所への申立てを本人・親族に代わって市長が行うほか、制度の利用に係る費用負担が困難な方にその費用を助成します。

トピックス

〔成年後見制度〕

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、物事の判断能力が不十分な方に対し、本人の権利を守る援助者を選ぶことで法律的に支援する制度です。

<問合せ先・相談先>

函館市成年後見センター 函館市総合福祉センター(あいよる 21) 2階 ☎ 23-2600

成年後見人の役割

身上監護	財産管理
<ul style="list-style-type: none"> ・ 住居に関すること (賃貸の契約,家賃の支払 など) ・ 福祉サービスに関すること (介護保険の利用手続き, 施設入所の手続き など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収入(年金,給与等)や支出(生活費,公共料金等)の管理 ・ 預貯金,印鑑,権利証などの保管 ・ 金融機関との取引 ・ 不動産など重要な財産の管理保存
等	等